

令和5年 夏の 交通安全県民運動

令和5年 7月10日(月) → 7月19日(水)

運動の重点

- ☑子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
- ☑自転車の安全利用の推進
- ☑過労運転等の防止
- ☑飲酒運転の根絶

交通安全スローガンは
ゆとり持つ
時間に気持ちに
車間距離

7月15日(土)は
交通安全にみんなで
参加する日だよ

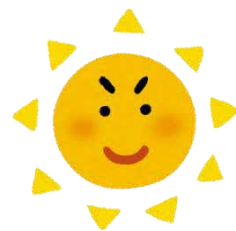
自転車安全利用啓発
イメージキャラクター
うみなみ
海波 カケル

自転車安全利用啓発
イメージキャラクター
うみなみ
海波 アオイ

主唱：鳥取県交通対策協議会



夏の交通安全県民運動 実施要綱



目的

▶ 夏季はレジャーや帰省等による交通量の増加、子どもの屋外活動の活発化により交通事故の発生が懸念されることから、県民に対し交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図る。

重点

- ▶ ①子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③過労運転等の防止
- ④飲酒運転の根絶



期間

令和5年7月10日(月) ～ 7月19日(水)

『交通安全にみんなで参加する日』
『交通マナーアップ強化日』

7月15日(土)

スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

1 子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

一般運転者は

- すべての座席におけるシートベルトの着用と、子どもを乗車させるときは体格に合ったチャイルドシートを使用しましょう。
- 歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道手前では減速し、横断者がいるときは一時停止して横断者を優先させましょう。
- 子どもの飛び出し、高齢者及び障がい者の道路横断にも対応できる安全な思いやり運転を実践しましょう。



高齢運転者は

- 身体機能の変化を認識し、自身の運転能力に応じた安全運転に努めましょう。
- 交通事故の防止及び被害軽減の効果が期待できる『安全運転サポート車』や『後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置』の導入を検討しましょう。
- 標識や標示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控えましょう。



歩行者は

- 信号機のない横断歩道では運転者に対して手を上げるなど横断する意思を伝えましょう。
- 歩行中に携帯電話やスマートフォン等を操作したり画面を見ることは、周囲が見えなくなり大変危険です。立ち止まって安全な場所で使用しましょう。

2 自転車の安全利用の推進

自転車利用者は

ヘルメットはあなたの命を守る『安全装備』です



- ・交通事故による被害を軽減するためヘルメットを着用しましょう。
- ・自転車は車のなかまです。車道の左側を通行し、「止まれ」の標識があるときは必ず一時停止するなど安全な方法で利用しましょう。
- ・自転車利用時の飲酒運転、二人乗り、傘さし運転はもとより、携帯電話を使いながら、音楽を聞きながらの「ながら運転」等危険な運転はやめましょう。
- ・夜間は前照灯を点灯し、明るい服装や反射材用品を身につけましょう
- ・体調が優れないときは、認知機能や判断力が低下し事故につながるおそれがあります。安全を優先し、自転車の利用は控えましょう。



家庭・職場・地域は

- ・自転車事故の招く責任の重大さなどについて話し合い、ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険への加入を呼びかけましょう。
- ・自転車の定期的な点検整備に努めましょう。



あごひも OK!!

関係機関・団体は

- ・「**自転車安全利用五則**」（令和4年11月に改定）による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう

自転車用ヘルメットを正しく着用し、頭部を守ることが重要です

- ・自転車事故で死亡した人の**約6割**が頭部に致命傷を負っています。
- ・ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると**約2.1倍**も高くなっています。【警察庁HPより】

自転車乗用中のヘルメット着用状況別致死率
(平成30年～令和4年まで合計)

非着用

0.58

着用

0.27

約2.1倍



0 0.2 0.4 0.6 0.8 (%)

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



3 過労運転等の防止

運転者は

- 暑さからくる疲労の蓄積や熱中症を引き起こさないためにも、適時の休憩やこまめな水分補給に努めましょう。
- 睡眠不足や体調が優れない時は、不要の運転を控えましょう。



職場では

- 朝礼・会議等を利用して過労運転等の危険性を周知するとともに、休憩を取りやすい環境を整えましょう。
- 運転者の体調管理チェックを行い、異状が認められる場合は運転者を交替させる等の管理を行いましょ。

4 飲酒運転の根絶

運転者（自転車利用者を含む）は

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない意識を徹底して持ちましょう。
- 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、二日酔いによる飲酒運転の防止に努めましょう。
- 自転車利用者も飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。



ハンドルキーパー運動とは

自動車仲間と飲食店などに行くとき、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。

周辺者（同乗者）は

- 複数で自動車に乗り飲食店へ行き飲酒する場合は「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- 飲酒をした後に運転をするおそれのある者には、車両を提供しない、また飲酒運転の車に同乗しないようにしましょう。



職場では

- 飲酒をした後に運転をするおそれのある者には、車両を提供しない、また飲酒運転の車に同乗しないようにしましょう。

飲酒交通事故発生状況（令和4年版交通年鑑鳥取県警察本部より）



○令和4年における飲酒を伴う人身交通事故は前年から6件減少、死亡事故の発生はなかったものの、交通事故総数は**前年から10件増加**（増加率22.7%）しています

■問い合わせ先■

鳥取県交通対策協議会（鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課内）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話(0857)26-7989 / ファクシミリ(0857)26-8171